事業者の皆様へ

三重県暴力団排除条例が改正されました!!

～平成27年７月1日施行～

今回の改正により

事業活動における勧告対象行為の拡充（第19条）

をすることとなり、同規定に違反した場合、調査・勧告・公表の対象となります。

事業者の皆様には、条例の趣旨及び暴力団排除の重要性を充分に理解していただき、条例に違反することのないようお願いします。

事業者の皆様は、その行う事業に関し、暴力団員に対して以下に挙げるような、金品その他の財産上の利益の供与（以下単に「利益の供与」という。）をしてはいけません。

❶暴力団の威力を利用する目的で、利益の供与をすること。
❷暴力団の威力を利用したことに関し、利益の供与をすること。
❸情を知って、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる利益の供与をすること。

	改正前		改正後
❶、❷に違反する行為 →	調査・勧告・公表の対象	継続 →	❶、❷、❸全てが調査・勧告・公表の対象になります。
❸に違反する行為 →	一般禁止事項として規定されていたが、違反しても調査・勧告・公表の対象ではなかった。	改正 →	

暴力団に関するご相談は…

「警察署」・「交番」・「駐在所」でお受けするほか、
「警察本部」に暴力相談電話
059-228-8704（ハナレヨ）を開設しています。
また、「暴力追放三重県民センター」においても
フリーダイヤル **0120-31-8930**（ヤクザゼロ）を開設しています。
なお、三重県警察ホームページにおいて、改正の概要を公開しております。

三重県・三重県警察・（公財）暴力追放三重県民センター

Q.1 どうして事業者に対する規制が必要なのですか？

A 暴力団は、組織を運営したり、拡大していくための資金を獲得するために、特に、事業者の方々に接近し、みかじめ料や用心棒代を始めとする資金の調達を企てているのです。

こうした暴力団を弱体化、壊滅させるためには、暴力団の資金源を遮断することがもっとも重要かつ効果的であり、県・県民・事業者が一体となって暴力団排除対策を推進していくためには、全ての事業者の方々が、自らの責任で暴力団との関係を一切遮断して事業を行っていただく必要があるのです。そのため、条例には、事業者の方々が、暴力団に利益を供与することを禁止する規定が整備されているのです。

Q.2 暴力団を排除するために事業者は何をしたらいいのですか？

A 「暴力団を恐れない」、「暴力団に資金を提供しない」、「暴力団を利用しない」ことを基本理念として、

- 契約書等への暴力団排除条項の導入
- 地域における暴力団排除活動やイベントへの積極的な参加
- 暴力団に関する警察への情報提供

に御協力いただきますようお願いします。

Q.3 「利益を供与する」とは、どういうことですか？

A 「利益を供与する」とは、現金、物品のほか、債務の免除や労務の提供等の財産上の利益を提供し、取得させることをいいます。有償か無償かは問わず、また、物々交換など相当の反対給付（一方の給付に対して対価的な交換関係に立つ給付。）を伴うものであっても、これに該当し得ます。

Q.4 「暴力団の威力を利用する」とは、どのような行為をいうのですか?

A 「暴力団の威力」とは、暴力団の存在や組の名前等により、相手方におそれを感じさせることをいい、「利用する」とは、事業を有利に行うため、暴力団の威力を使うことをいいます。

例）
- 飲食店経営者が、店の営業に関する将来のトラブルを暴力団の威力によって解決しようと、事前に用心棒代を支払うこと
- マンション建設予定地の周辺住民の反対を抑えるために、取引の相手方に「自分のバックには暴力団がついている。」などと言って、取引を有利に進めようとすること

Q.5 改正 「情を知って、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる利益を供与する」とは、どのような行為をいうのですか?

A 「情を知って」とは、「事情を知った上で」ということであり、その行為が暴力団の活動を助けたり、暴力団の運営に役立つことになることを認識した上で、事業者の方々が、以下の例に記載するような、暴力団に利益を供与することをいいます。

なお、今改正により、違反した場合は、調査・勧告・公表の対象となります。

例）
- 飲食店等で、暴力団が組織の活動として、組長の誕生会や忘年会等の会合等を行うことを知った上で、食事や場所を提供すること
- 暴力団に対して防弾仕様の自動車を製造、販売すること
- 飲食店経営者が、暴力団から植木、おしぼり、門松等を購入すること
- ホテルや旅館で、暴力団が襲名披露式を行うに当たって会場を利用させること
- 祭礼主催者が、祭礼において暴力団員が営む露店商の出店許可を出すこと
- 建設会社が、暴力団事務所と知った上で、対立抗争に備えて暴力団事務所の壁や窓を防弾壁、防弾ガラスに改良すること

Q.6 暴力団の排除のための活動を行った結果、暴力団から不当行為を受けた場合、警察はどのように対応してくれるのですか?

A 警察は、県民や事業者の皆様に暴力団排除をお願いするだけではなく、暴力団から皆様を守るための保護対策も実施しております。

その対象は
- 暴力団の排除のための活動を行っている人
- 暴力団からの不当な要求を拒絶している人
- 暴力団員等による犯罪の被害者や関係者

です。

県民を暴力団から守ることは、条例第14条に明記してある上に、警察本来の責務であることから、警察が県民の皆様をお守りします。